

エルタックス

# eLTAXによる 地方税の電子申告が始まります

市では、平成22年4月1日からeLTAX（地方税電子申告システム）を導入します。これにより、これまで紙で提出していただいていた地方税の申告書などを、自宅や会社のパソコンからインターネットを通じて電子データで提出することができます。

問い合わせ先 税務課市民税係 ☎⑤1134

## eLTAXとは

eLTAXとは、地方税の申告や届け出などの手続きを、インターネットを通じて市へ電子データで送信するシステムで、地方公共団体で組織する「社団法人地方税電子化協議会」が運営を行っています。

## 利用できる税目は

- 法人市民税
- 固定資産税（償却資産）
- 個人住民税（給与支払報告書など）

## 申請・届出受付開始日

eLTAX利用届出、電子申告、申請・届出などの受付は、平成22年4月1日から行います。

## eLTAXには こんなメリットが

- ◆ 手続きは自宅、会社から  
eLTAXはインターネットを利用し、自宅や会社など普段の作業場から手続きが行えるため、窓口への持参や郵送などの面倒な手間が省けます。
- ◆ 受付窓口の一本化  
インターネットで送信された申告書などの電子データ

は、ポータルセンタで一括管理しますので、eLTAXに対応する複数の地方公共団体への申告は、データを一度送信するだけで完了します。

- ◆ 申告書などの作成をサポート  
eLTAX用無料ソフトウェア（PCdesk）は、自動計算機能などで申告書の作成をサポートします。

- ◆ 税務・会計ソフトウェアとの連携  
eLTAXに対応した市販のソフトウェアで作成した申告データも利用できます。（対応ソフトは、eLTAXホームページでご確認ください）

## 利用準備から申告まで

① 電子証明書を取得する  
商業登記認証局、公的個人認証局、日本税理士会連合会電子認証局、民間認証局が発行した電子証明を取得してください。

② 利用届出を行う  
※平成19年4月から、税理士が作成・送信する電子申告は、納税者本人の電子署名および電子証明書の添付が省略可能になりました。

③ 利用通知書を受け取る  
利用届出（新規）の際に入力したEメールアドレス宛に受付手続きが完了したことを知らせる「手続き完了通知メール」が届きます。（場合により日数がかかることがあります）これにより、利用者IDと暗証番号が利用可能となります。

すでにほかの地方公共団体などに電子申告をしている場合は、利用届出（新規）の必要はありませんが、国税の電子申告（eTax）と異なり、提出先の追加登録をする必要があります。

- ④ PCdeskを取得する  
eLTAX専用ソフト「PCdesk」をダウンロードし、インストールします。

⑤ 申告データ作成  
eLTAXのPCdeskを利用して申告データを作成します。申告データには電子署名を付与し、電子証明書を添付します。

⑥ 申告データの送信  
利用者IDおよび暗証番号を入力してポータルセンタに接続し、申告データを送信します。

⑦ 受付結果の確認  
受付結果を確認し、手続き完了です。

## セキュリティ対策

eLTAXでは、個人情報保護のため、次のセキュリティ対策を行っています。

- 利用者認証（利用者ID・暗証番号）で不正アクセスを防止します。
- 電子署名・電子証明書の添付により、データの改ざんやなりすましを防止します。
- データの暗号化によりインターネット上で情報漏洩することはありません。



◆ 詳しい内容や手続などについては、社団法人地方税電子化協議会へお問い合わせください。

◆ 利用時間 午前8時30分～午後8時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）  
☎0570-081459

（全国どこからでも市内通話料金）Eメールでのお問い合わせは、eLTAXホームページの「お問い合わせ窓口」からお願います。

eLTAXホームページ  
<http://www.eltax.jp/>

